

第5回 カスタマーハラスメントの防止対策の推進に係る関係省庁連携会議

議事次第

日時：令和8年9月10日（木）

11:00～12:00

場所：オンラインによる開催

<議題>

- （１） 職場におけるカスタマーハラスメントに関して事業主が雇用管理上講ずべき措置の内容等について
- （２） 各省庁の取組等について

<配付資料>

- 資料１ リーフレット（詳細版）「2026年（令和8年）10月1日から、カスタマーハラスメント対策、求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策が義務化されます！」（抄）
- 資料２ 各省庁での取組推進に際して活用いただける資料のご案内
- 資料３－１ 消費者庁消費者教育推進課提出資料
- 資料３－２ 内閣府政策統括官（共生・共助担当）付障害者施策担当提出資料
- 資料３－３ 警察庁生活安全局生活安全企画課提出資料
- 資料３－４ 人事院事務総局職員福祉局職員福祉課提出資料
- 資料３－５ 総務省自治行政局公務員部公務員課女性活躍・人材活用推進室提出資料
- 資料３－６ 文部科学省初等中等教育局教育職員政策課働き方改革推進室提出資料
- 資料３－７ 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課提出資料
- 資料３－８ 厚生労働省医薬局総務課提出資料
- 資料３－９ 厚生労働省社会・援護局傷害保健福祉部障害福祉課提出資料
- 参考資料 カスタマーハラスメントの防止対策の推進に係る関係省庁連携会議開催要綱